

[五條市]

令和8年度 国民健康保険税の目安（年額）

- この表の保険税額は、**世帯で1人だけ所得がある場合**のもので、2人以上に所得がある場合は対応していません。
あくまでおおよその目安の保険税額です。実際の税額とは異なる場合があります。
- 40歳から64歳までの方は、「医療分+後期支援分+子ども分+介護分」の欄を確認してください。
それ以外の方は、「医療分+後期支援分+子ども分」の欄を確認してください。
- 国民健康保険税は「年8回払い」で納付します。1か月あたりの金額では納付しないので、ご注意ください。
- 加入期間は令和8年4月～令和9年3月が対象です。年度途中で加入・脱退される場合は、「年額÷12×加入月数」で月割り計算します。

● 五條市の保険税率(令和8年度)

	医療分	後期高齢者支援分	介護分	子ども・子育て支援分
所得割	7.64%	3.27%	3.03%	0.31%
均等割	27,600円	11,500円	16,900円	1,900円
平等割	20,000円	8,400円	なし	なし

■ 給与収入の場合（給与収入以外の方は、ご自身の所得金額を「所得」欄に当てはめて利用してください。）

(単位:円)

給与収入	所得	1人世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯	
		医療分 +後期支援分 +子ども分 +介護分	医療分 +後期支援分 +子ども分 +介護分	医療分 +後期支援分 +子ども分 +介護分(2人)	医療分 +後期支援分 +子ども分 +介護分(2人)	医療分 +後期支援分 +子ども分 +介護分(2人)	医療分 +後期支援分 +子ども分 +介護分(2人)	医療分 +後期支援分 +子ども分 +介護分(2人)	医療分 +後期支援分 +子ども分 +介護分(2人)
108万円以下	43万円以下	20,600	25,600	33,000	43,100	45,300	55,400	57,600	67,700
120万円	55万円	48,000	60,000	68,500	89,000	89,000	109,500	109,500	130,000
140万円	75万円	91,300	114,500	90,900	117,400	111,500	138,000	131,900	158,400
160万円	95万円	113,800	143,000	113,500	146,100	133,900	166,500	154,500	187,100
180万円	115万円	150,100	188,800	168,900	217,700	156,300	195,000	176,900	215,600
200万円	132万円	169,100	212,900	188,000	242,000	175,400	219,200	195,900	239,700
250万円	167万円	208,400	262,800	249,400	320,700	260,100	324,700	235,200	289,600
300万円	202万円	247,600	312,600	288,600	370,500	299,400	374,600	332,200	407,400
350万円	237万円	287,000	362,600	328,000	420,500	369,000	461,500	371,400	457,200
400万円	276万円	330,700	418,100	371,700	476,000	412,700	517,000	453,700	558,000
450万円	316万円	375,500	475,100	416,500	533,000	457,500	574,000	498,500	615,000
500万円	356万円	420,500	532,200	461,500	590,100	502,500	631,100	543,500	672,100
550万円	396万円	465,300	589,100	506,300	647,000	547,300	688,000	588,300	729,000
600万円	436万円	510,200	646,100	551,200	704,000	592,200	745,000	633,200	786,000
650万円	476万円	555,100	703,100	596,100	761,000	637,100	802,000	678,100	843,000
700万円	520万円	604,400	765,800	645,400	815,400	686,400	856,400	727,400	897,400
750万円	565万円	654,900	824,900	695,900	865,900	736,900	906,900	777,900	947,900
800万円	610万円	705,400	875,400	746,400	916,400	787,400	957,400	828,400	998,400
850万円	655万円	755,900	925,900	796,900	966,900	837,900	1,007,900	878,900	1,048,900
900万円	705万円	812,000	982,000	853,000	1,023,000	894,000	1,064,000	924,200	1,094,200

※世帯全員が18歳以上と仮定した場合の試算額です。

- 令和8年度の国民健康保険税は、令和7年1月～12月の所得(総所得金額等)を基に算定しています。
所得とは、「給与収入－給与所得控除」、「年金収入－公的年金等控除」、「事業収入－必要経費」など、収入から一定額を差し引いた後の金額です。
ご自身の所得金額は、確定申告や源泉徴収票、住民税の決定通知書等で確認してください。

■ 年金収入(65歳以上[※])の場合

(単位:円)

年金収入 (65歳以上)	所得	1人世帯	2人世帯
		医療分 +後期支援分 +子ども分	医療分 +後期支援分 +子ども分
153万円以下	43万円以下	20,600	33,000
160万円	50万円	28,500	40,900
170万円	60万円	53,600	74,100
180万円	70万円	64,800	85,400
190万円	80万円	76,000	96,500
200万円	90万円	108,000	107,800
225万円	115万円	136,100	135,900
250万円	140万円	178,200	197,000
275万円	165万円	206,100	225,100
300万円	190万円	234,200	275,200
350万円	235万円	284,600	325,600
400万円	272.5万円	326,800	367,800
450万円	314万円	373,400	414,400
500万円	356.5万円	421,100	462,100

※令和7年12月31日現在で65歳以上(昭和36年1月1日以前生まれ)の方が対象になります。

※65歳になると、国民健康保険税とは別に、介護保険料を納付する必要があります。

【問い合わせ先】

五條市役所 保険年金課 保険年金係
Tel. 0747-22-4001 (内線 268)